

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会へ報告、かつ市民の皆さんに公表することになっています。

健全化判断比率

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標で、比率の一つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を策定し、財政の健全化を図ることとなり、また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画を定め、財政の再生を図ることとなります。

平成22年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は、次のとおり全ての比率とも早期健全化基準を下回っています。

1. 実質赤字比率

(一般会計が赤字となった場合、赤字額の標準財政規模に対する比率)

一般会計の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は実質収支が黒字のため、実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成19年度	-	12.73%	20.00%
平成20年度	-	12.72%	
平成21年度	-	12.70%	
平成22年度	-	12.66%	

2. 連結実質赤字比率

(全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率)

一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。本市は全ての会計において実質赤字額又は資金不足額がないため、連結実質赤字比率は生じておりません。

区 分	常陸太田市	早期健全化基準	財政再生基準
平成19年度	-	17.73%	40.00%
平成20年度	-	17.72%	
平成21年度	-	17.70%	
平成22年度	-	17.66%	35.00%

３．実質公債費比率

（一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

一般会計が負担する借入金（地方債）の返済額に公営企業、一部事務組合、地方公社及び第３セクターなどの返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費の額の程度を示すもので、数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。本市は借入金（地方債）の借入抑制や補償金免除繰上償還により公債費が減少したこと、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増額となったことが要因となり、平成２１年度より１．８ポイント減少しました。

区 分	常陸太田市	茨城県平均	全国平均	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
平成１９年度	14.2%	13.2%	12.3%	25.0%	35.0%
平成２０年度	13.7%	12.8%	11.8%		
平成２１年度	12.6%	12.0%	11.2%		
平成２２年度	10.8%	11.1%	10.5%		
対前年度増減	1.8	0.9	0.7		

全国平均及び茨城県平均は加重平均によるもの。

平成２２年度全国平均及び茨城県平均は速報値によるもの。

４．将来負担比率

（公営企業等への負担も含めて、一般会計が将来支払っていく可能性のある負担額等の標準財政規模を基本とした額に対する比率）

将来、一般会計が負担する借入金（地方債）の返済額に公営企業、一部事務組合、地方公社及び第３セクターなどの返済額のうち一般会計が負担すべき額を加算した実質的な公債費などの額の程度を示すもので、数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は地方債残高が減少したことや、職員数の減少により退職手当負担見込額が減少したこと、基金残高が増えたことが大きな要因となり、平成２１年度より２３．９ポイント減少しました。

区 分	常陸太田市	茨城県平均	全国平均	早期健全化基準
平成１９年度	91.7%	105.2%	110.4%	350.0%
平成２０年度	78.6%	95.7%	100.9%	
平成２１年度	64.4%	86.6%	92.8%	
平成２２年度	40.5%	73.7%	79.7%	
対前年度増減	23.9	12.9	13.1	

全国平均及び茨城県平均は加重平均によるもの。

平成２２年度全国平均及び茨城県平均は速報値によるもの。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定め、経営の健全化を図ることとなります。

平成 22 年度決算に基づき算定した本市の資金不足比率は、次のとおり全ての会計で資金不足がないため、資金不足比率を生じておりません。

会 計 名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	経営健全化 基準
下水道事業特別会計	-	-	-	-	20.0%
農業集落排水事業特別 会計	-	-	-	-	
戸別合併処理浄化槽設 置整備事業特別会計	-	-	-	-	
簡易水道事業特別会計	-	-	-	-	
宅地分譲事業特別会計	-	-	-	-	
水道事業会計	-	-	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	-	-	

用語解説

実質赤字額（じっしつあかじがく）

歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰越す事業の財源で収入済の額を差引いた額（実質収支額）が赤字となった場合の額です。

標準財政規模（ひょうじゅんざいせいきぼ）

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです。本市における平成 22 年度の標準財政規模は、16,816,136 千円になります。

資金不足額（しきんふそくがく）

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定します。

法適用企業→流動負債 - 流動資産

法非適用企業→形式収支 - 翌年度に繰越すべき財源

公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）

地方公共団体が経営する企業の会計ことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。本市では、法適用として水道事業会計及び工業用水道事業会計が該当し、法非適用として下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び宅地分譲

事業特別会計が該当します。

公債費（こうさいひ）

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額です。

常陸太田市			比 率 の 状 況	実質赤字比率 (早期健全化基準) (%)	- (12.66)	実 質 公 債 費 比 率						
平 成 22 年 度 決 算 に 基 づ く 健 全 化 判 断 比 率 の 状 況		連結赤字比率 (早期健全化基準) (%)		- (17.66)	区 分		決算額 (単位：千円、%)			平 成 22 年 度 の 内 訳		
		実質公債費比率 (早期健全化基準) (%)		10.8 (25.0)								
		将来負担比率 (早期健全化基準) (%)		40.5 (350.0)								
		実 質 赤 字 比 率										
区 分		決算額(単位：千円、%)										
繰上充用額		(A)	-									
支払繰延額		(B)	-									
事業繰越額		(C)	-									
標準財政規模		(D)	16,816,136									
実質赤字比率 ((A)+(B)+(C))/ (D)			-									
連 結 実 質 赤 字 比 率			資金不足比率		実質公債費比率 (C)/ 3							
区 分			決算額 (単位:千円、%)	(単位:%)	将 来 負 担 比 率							
実 質 収 支	一 般 会 計 等	一般会計	(1)	715,093		区 分		決算額 (単位：千円、%)			左 の 内 訳	
			(2)			(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)						
			(3)									
資 金 不 足 額 又 は 資 金 剰 余 額	法 適 用 事 業	水道事業会計	(4)	1,316,647	-	将 来 負 担 額	(N-1)年度末一般会計等の地方債現在高	(1)	24,549,839		(3)の内訳(上位事業及びその他) 決算額(単位:千円)	
		工業用水道事業会計	(5)	121,501	-		債務負担行為に基づく支出予定額	(2)			水道事業会計	957,731
			(6)				一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3)	12,430,704			
			(7)				組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4)			簡易水道事業特別会計	916,371
		(8)			退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額		(5)	7,325,365				
	法 非 適 用 事 業	簡易水道事業特別会計	(9)	29,483	-		設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	(6)	5,213		下水道事業特別会計	7,372,500
		下水道事業特別会計	(10)	62,213	-		連結実質赤字額	(7)				
		農業集落排水事業特別会計	(11)	34,179	-		組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8)			農業集落排水事業特別会計	2,737,352
戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計		(12)	8,246	-	(N-1)年度末の充当可能基金現在高	(9)	11,041,782		(6)の内訳(上位団体及びその他) 決算額(単位:千円)			
実 質 収 支	そ の 他 特 別 会 計	宅地分譲事業特別会計	(13)	37,776	-	特定の歳入見込額	(10)	2,519,630				
		国民健康保険特別会計	(14)	356,829		地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	(11)	24,994,531				
		介護保険特別会計	(15)	57,081		小計 (将来負担額 - ((9)-(11)))	(A)	5,755,178				
		老人保健特別会計	(16)	3,949		標準財政規模	(12)	16,816,136				
	後期高齢者医療特別会計	(17)	1,325	災害復旧費等に係る基準財政需要額		(13)	1,617,985					
		(18)		災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)		(14)	49,082					
	連結実質赤字額 ((1)-(18))	(A)	0	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費		(15)	609,984					
	標準財政規模	(B)	16,816,136	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)		(16)	332,379		将来負担比率			
連結実質赤字比率 (A)/(B)×100			—					密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	(17)	0		
						密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金 (地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)	(18)	6,564		(A)/(B)×100	40.5	
						小計 (標準財政規模(12)-算入公債費等(13)-(18))	(B)	14,200,142				

平成22年度は、全ての会計において黒字となっているため、連結実質赤字額は0、連結赤字比率及び資金不足比率は - 表示になっています